

## 木曾川中流域かわまちづくり協議会 規約

### (案)

#### (名称)

第 1 条 本会は「木曾川中流域かわまちづくり協議会」（以下「協議会」という）と称する。

#### (目的及び設置)

第 2 条 協議会は、木曾川中流域の岐阜県・愛知県の関係市町及び木曾川を管理する国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所が連携し、既存の資源を最大限に活用した流域の魅力の向上、木曾川を基軸としたヒト・マチ・オモイのネットワーク化を図り、安全・安心で賑わいのある豊かな川のある暮らしを実現することを目的に設置する。

#### (組織等)

第 3 条 協議会は、木曾川中流域かわまちづくり協議会委員（以下「委員」という）で組織する。

2. 委員は、次の各号に挙げる者の中から参加できる。

- (1) 木曾川中流域関係市町の長
- (2) 河川管理者の長
- (3) その他、委員が必要と認める者

#### (情報公開)

第 4 条 協議会の会議、会議資料及び議事要旨については、原則、公開する。

#### (会議)

第 5 条 協議会には会長、副会長を設置しない。

2. 協議会の招集・開催は事務局が行う。

#### (事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所が行う。

#### (規約の改正)

第 7 条 本規約の改正は協議会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

#### (雑則)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

#### 付則

##### (施行期日)

この規約は、令和 2 年 1 月 5 日から施行する。